

山口県シニアテニスクラブ宇部支部 規約

第1条(名称)本会は山口県シニアテニスクラブ宇部支部(以下、宇部支部と称する)と称する。

第2条(目的)本会はテニスを通じて会員相互の親睦と技術向上をはり健康増進に寄与し元気な長寿社会に貢献することを目的とする。

第3条(会員)

- 1) 会員は会の目的に賛同する60歳以上の男子、50歳以上の女子で、原則として宇部地区周辺に居住する個人とする。年齢基準は12月31日とする。
- 2) 上記1)の基準に満たなくとも役員が認めた場合、準会員として加入できる。準会員は宇部支部の練習に参加できる。
- 3) 会員は、毎年度初めに山口県シニアの会員登録料を納入しなければならない(準会員は、除く)。必要に応じて臨時会費を徴収することがある。

第4条(事業)本会は次の事業を行う。

- 1) 会員の定期的練習の計画と実施。
- 2) 山口県シニア宇部大会の開催運営の実施。
- 3) 山口県シニア大会、その他の各種大会、行事の紹介と参加。
- 4) その他、第2条の目的に必要な事業。

第5条(役員)本会の運営を円滑に行うため、次の役員をおく。

- 1) 支部長1名
- 2) 副支部長2名
- 3) 会計幹事1名
- 4) 会計監査1名

第6条(役員の責務)

- 1) 支部長は支部を代表し支部業務を統括する。
- 2) 副支部長は支部長を補佐し、支部の運営の必要事項を分担する。
- 3) 会計幹事は支部の会計を担当する。
- 4) 会計監査は期末に本会の会計を監査する。

第7条(役員の選出)

- 1) 役員の選出は次の方法による。
 - ・役員推薦委員会を開催し次期支部長、副支部長、会計幹事候補を決め、本人の了解のもと、総会に提案し決定する。
 - ・役員推薦委員会は、現支部長、副支部長の3名と会員より2名を現支部長が指名し、5名で委員会を構成する。
- 2) 会計監査1名は、支部長が指名し総会で報告する。

第8条(役員の任期) 役員の任期は1年とするが、再任は妨げない。

第9条(総会)

- 1) 宇部支部の決議機関として総会を会計年度終了後2か月以内に開催する。
- 2) 総会は会員総数の1/2以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。
- 3) 総会は支部長、副支部長、会計幹事を選出し承認を行う。
- 4) 総会は、主に予算、決算の承認および規約改定の承認を行う。
- 5) 総会の決議は会員出席者の多数(委任状を含む)によるものとする。
- 6) 役員全員が必要と認めた場合、臨時総会を開催することができる。
- 7) 下記の状況にある時は総会開催を中止することができる。但し、総会を開催しない場合は、会員の議案賛否を書面又は、電子メール、ラインで取りまとめ、その集計結果を議案採決に代えることができる。
 - ① 総会前に会員の出席人数を把握した際、出席会員数が10名に満たないと判断した場合(会員数は役員を除く)
 - ② その他、役員全員が総会開催中止が妥当な状況であると判断したとき。

第10条(会計及び会計年度)

- 1) 本会の会計は、一般会計及び特別会計とする。
- 2) 一般会計は、年間の日常収支を想定し年間予算書を作成し予算・実績を管理する。
- 3) 日常収支以外の会計処理が必要となる場合、特別会計を設置し収支管理する。
- 4) 練習参加者は、コート代、ボール代相当をその都度会計幹事に支払う。
- 5) 本会の会計年度は毎年1月1日から12月31日とする。

第11条(入会)

入会希望者については、当人が第2条の目的を實踐出来ること、第3条の会員資格に合致することを確認の上、役員全員の承認のもと入会を認めるものとする。

第12条(退会)

- 1) 退会は本人の申し出によるものとする。
- 2) 本人の申し出がなくとも、山口県シニアの会員登録料を期限までに納入しない場合は退会とする。
- 3) 年度途中で退会しても会員登録料は返却しない。
- 4) 次の事項がある場合、役員協議の上、当該会員に対し退会を勧告、または除名できるものとする。
 - A) 本会の名誉を著しく毀損する行為

B) 本会の運営を著しく妨げる行為

第13条(付則)この規約は、2023年9月1日より実施する。

2024年1月25日改定